

令和6年第2回取手市議会定例会 議案概要

議案：16件	条例の一部改正	5件
	広域連合規約の変更	1件
	市道路線	3件
	工事請負契約の締結	2件
	財産の取得	3件
	令和6年度補正予算	2件
承認：3件	条例の一部改正の専決処分	3件
報告：6件	予算の繰越計算書	3件
	出資法人の決算報告・事業計画	3件

議案第39号

取手市税条例の一部を改正する条例について（課税課）

国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

- ① 公益信託に関する法律の改正に伴う所要の改正
- ② 私立学校法が改正され条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条例の規定を改正するほか、所要の改正

議案第40号

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

この条例の基準となっている介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえて柔軟な職員配置を可能とするための配置基準の見直しが行われたことから、条例においても同様の改正を行うものです。

- ① 現行の第1号被保険者数に応じた配置は原則としつつ、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とします。
- ② 人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、①にかかわらず、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会が必要と認める場合には、複数圏域の第1号被保険者数を合算した数に応

じて3職種を配置することにより、配置基準を満たすものとします。この場合、3職種のうちいずれか2以上の常勤職員を配置しなければならないこととします。

※ 常勤換算方法

次の算式により、職員数を常勤の職員数に換算する方法

(当該地域包括支援センターの)

職員の勤務延べ時間数 ÷ 常勤の職員が勤務すべき時間数

※ 3職種

- ・保健師その他これに準ずる者
- ・社会福祉士その他これに準ずる者
- ・主任介護支援専門員その他これに準ずる者

議案第41号

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（障害福祉課）

児童福祉法が改正され条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条例の規定を改正するものです。

議案第42号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

この条例の基準となっている内閣府令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）が改正され、保育士・保育従事者の配置基準の見直しが行われたことから、条例においても同様の改正を行うものです。

- ・満3歳以上満4歳未満の児童

おおむね20人につき1人以上 ⇒ おおむね15人につき1人以上

- ・満4歳以上の児童

おおむね30人につき1人以上 ⇒ おおむね25人につき1人以上

議案第43号

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（子ども青少年課）

学校休業日（月～金曜日）における午前7時30分から午前8時までを延長して開所できる時間として新たに定め、子どもクラブの開所時間を拡充し、子育て支援の充実を図ります。また、当該時間に係る利用料について定めるほか、これまで休所日としていた3月31日を開所日に変更します。

・変更後の開所時間

		延長開所時間	開所時間	延長開所時間
登校日	月～金曜日		学校の放課時～17:00	17:00～19:00
	土曜日		7:30～18:00	18:00～19:00
休業日	月～金曜日	7:30～8:00	8:00～17:00	17:00～19:00
	土曜日		7:30～18:00	18:00～19:00

・学校休業日（月～金曜日）の午前7時30分から午前8時までの時間に係る利用料
当該時間の利用1回につき100円

議案第44号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（国保年金課）

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）に関し、次の3点について改正するものです。

- ① 兼職の禁止に関する規定を整理し、不要な条項を削除します。
- ② 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、「被保険者証及び資格証明書」の用語を整理し、「資格確認書等」に改めます。
- ③ 令和7年度以後の関係市町村の共通経費負担金の算定に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を前年度の「3月31日」から「1月1日」に変更します。

議案第45号

市道路線の認定について（管理課）

現在建設中の県道取手^{あずま}東線小文間バイパスの整備に伴い、旧道区間が県から市に移管されることを受けて、同区間（小文間地区1路線）を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第46号 市道路線の変更について（管理課）

議案第47号 市道路線の廃止について（管理課）

^{ひがし}東四丁目道路改良工事に伴い、市道路線2路線（東地区1路線、台宿地区～東地区1路線）を整理して始点及び終点を変更し、当該道路改良工事により拡幅された道路区域と重複する市道路線（東地区1路線）を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

議案第48号

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について
（教育総務課）

白山小学校の校舎等は、昭和30年代から50年代前半に建築され老朽化が進んでいることから、構造体の長寿命化やライフラインの更新など、建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習内容・学習形態に対応可能な教育環境の整備を令和4年度から令和7年度にかけて実施します。

令和6年度に実施する第3期工事は、既存校舎の長寿命化改良工事及び同校舎の増築工事等を行うものです。

議案第49号

取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について（教育総務課）

ゆめみ野地区の人口増加に伴い高井小学校の児童数が増加していること及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により令和7年度までに公立小学校の全ての学年で1クラス当たりの定員が35人以下に引き下げられることから、高井小学校の教室の不足が見込まれるため、校舎増築工事、既存校舎改修工事等を行い、適切な学校環境の整備を図るものです。

議案第50号

真空冷却機の取得について（保健給食課）

取手市立学校給食センターで使用している真空冷却機2台について、導入後それぞれ25年・19年が経過し、経年劣化による不具合、修理が発生している状況を踏まえ、全2台を更新するものです。

議案第51号

救助工作車の取得について（警防課）

取手消防署に配備されている救助工作車について、運用開始後24年が経過し、経年劣化が進んでいる状況を踏まえ、最新の機能を備えた車両に更新するものです。

議案第52号

消防団ポンプ自動車の取得について（警防課）

第7分団に配備されている消防団ポンプ自動車について、運用開始後29年が経過し、経年劣化が進んでいる状況を踏まえ、最新の機能を備えた車両に更新するものです。

議案第53号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、9億3,093万5千円の増額で、
補正後の予算総額は、437億8,682万9千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
補正額	930,935	0	74	0

2 歳入予算の主な補正内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、令和6年度課税において新たに非課税等となる世帯への給付、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付に対応する金額を計上します。

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）

9億3,086万1千円（国10/10）

3 歳出予算の主な補正内容

低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業 …9億3,093万5千円

- ① 新たに非課税等となる世帯への給付 …1世帯あたり10万円
総額2億6,500万円

【対象世帯】

以下の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- ・令和5年度の住民税が非課税の世帯又は均等割のみが課税されている世帯への給付の対象世帯ではないこと
- ・同一の世帯に属する全員が、令和6年度の住民税所得割が非課税であること
- ・基準日（R6.6.3）において、取手市の住民基本台帳に登録されていること

【対象世帯数の見込み】

2,650世帯（非課税：1,800世帯、均等割のみ課税：850世帯）

② 低所得者の子育て世帯への加算給付 …子ども1人あたり5万円

総額2,000万円

【対象世帯】

以下の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- ・上記①の対象となる世帯であること
- ・基準日（R6.6.3）において、原則として同一世帯の18歳以下の児童を扶養していること

※例外として、基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童などは、申請により対象となる場合があります。

【対象者数の見込み】

400人（非課税：250人、均等割のみ課税：150人）

③ 定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付 …総額6億円

【対象者】

以下の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- ・定額減税の対象者^{※1}であること
- ・定額減税可能額^{※2}が、令和5年分所得税額・令和6年度分個人住民税所得割額を上回るため、定額減税をしきれないと見込まれること
- ・令和6年度の個人住民税が取手市から課税されていること

※1※2 定額減税の対象者・減税可能額

【対象者】

以下の条件を全て満たす方が対象となります。

- ・令和6年度の個人住民税所得割または令和6年分の所得税が課税されていること
- ・合計所得金額が1,805万円以下であること

【定額減税可能額】

本人及び配偶者を含む扶養親族（ただし国内居住者のみ）1人あたり4万円（所得税3万円、個人住民税所得割1万円）

【支給額】

各対象者が定額減税しきれなかった額（1万円未満切り上げ）

【対象者数の見込み】

18,000人

【支給スケジュール】

①～③のいずれも、各対象世帯（者）及び対象となる可能性のある世帯（者）に7月に確認書又は申請書を送付し、返送を受けて速やかに支給します。

議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、8億6,263万円の増額で、
補正後の予算総額は、446億4,945万9千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
補正額	700,743	72,600	19,288	69,999

2 歳出予算の主な補正内容

【(1)子育てしやすいまちづくりの実現に向けた事業】 …405万8千円

■「こどもまんなか」社会の実現に向けた事業 …284万9千円

国の「こども大綱」等を勘案しながら取手市こども計画を策定するにあたり、こどもや若者、子育て当事者からの視点を尊重し、幅広く意見を聴取するとともに、地域が一体となってこどもや若者、子育て世帯を支える機運を醸成するための事業を実施します。

【事業内容】

- ・こども政策プロモーション事業

…市内の高校生にインタビューを行い、若者の声を大人に届ける動画を制作します。（令和6年8月予定）

- ・公共施設デジタルスタンプラリー

…子育て世帯の利用頻度が高い公共施設において、アンケート調査を伴うデジタルスタンプラリーを実施します。（令和6年8月予定）

- ・こどもまんなかアクションリレーシンポジウム

…子育てに知見がある著名人を招き、基調講演やパネルディスカッション、トークショーなどを実施します。（令和6年12月予定）

■放課後子どもクラブの開所時間拡大 …120万9千円増

現在、午前8時からとなっている、学校休業日における放課後子どもクラブの開所を30分繰り上げ、午前7時30分からとします。

これに伴い、歳出予算において支援員報酬の増額分などを計上するとともに、債務負担行為において、R6.10月～R9.9月の運營業務委託料を計上します。

〔2〕制度改正による児童手当の拡充に伴う経費 …4億4,039万6千円増

児童手当制度について、令和6年10月分から①所得制限の撤廃、②高校生年代まで支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円、とする抜本的な拡充が行われることに伴い、必要な経費を計上します。

【制度改正前後の児童手当の額】

項目		改正前	改正後
3歳未満	第1子、第2子	15,000円	15,000円
	第3子以降		30,000円
3歳～小学生	第1子、第2子	10,000円	10,000円
	第3子以降	15,000円	30,000円
中学生	第1子、第2子	10,000円	10,000円
	第3子以降		30,000円
高校生年代 (18歳の年度末まで)	第1子、第2子	0円	10,000円
	第3子以降		30,000円
所得制限以上 (特例給付)	第1子、第2子	5,000円	年代に応じて 上記の額
	第3子以降		

【対象者数の見込み】

- ①所得制限の撤廃による新たな対象者：約800人
- ②支給期間の延長による新たな対象者（高校生年代）：約2,600人
- ③第3子以降：約1,600人

【必要経費】

- ・児童手当事務に要する経費 …983万6千円増
制度改正に係る案内通知の発送や、新たに支給対象となる方からの申請受付などに必要な経費を計上します。
- ・児童手当支給に要する経費 …4億3,056万円増

<内訳>

(単位：千円)

支給対象	改正前	改正後	補正額
被用者（中学生まで）	511,800	768,990	257,190
非被用者（中学生まで）	88,800	115,050	26,250
特例給付	18,000	0	△18,000
高校生年代（18歳の年度末まで）	0	165,120	165,120
合計	618,600	1,049,160	430,560

【支給スケジュール】

- 8月 案内通知及び申請書発送
- 9月 申請受付・審査
- 12月 制度改正後の児童手当支給開始

(3)新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 …3億488万5千円

令和6年度から新型コロナウイルスワクチンの接種が定期予防接種となったことを受け、接種に必要な費用等を計上するものです。

【接種時期】令和6年秋頃から開始予定

【対象者】・65歳以上の市民
・60～64歳で基礎疾患のある市民

【接種人数】25,062人を想定（65歳以上：25,042人、60～64歳：20人）

【接種方法】実施医療機関での個別接種

【接種費用】1回あたり15,300円

<費用負担の内訳>

国負担	市助成額	本人負担※
8,300円	2,000円	5,000円

※ 生活保護受給者等は本人負担なし

【主な経費】

- ・ 予防接種委託料 …2億5,943万4千円
市民が県内の医療機関で接種した際に、医療機関に支払う委託料
- ・ 定期予防接種助成費 …51万5千円
市民が県外の医療機関で接種した際に、償還払いで本人に支払う助成費

3 歳入予算の主な補正内容

【歳出予算の補正に伴う国県支出金】

- ・ 児童手当負担金 …4億3,036万円増
うち国負担分：4億3,016万4千円増 県負担分：19万6千円増
- ・ 新型コロナウイルスワクチン助成金 …2億801万4千円

【今回補正後の財政調整基金の年度末現在高見込】

項目	補正前残高	今回補正における増減額	補正後残高
財政調整基金	2,322,673千円	▲69,999千円	2,252,674千円

承認第1号

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について（課税課）

国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

- ① 令和6年度分の個人市民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき6千円を控除

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。

所得税3万円、個人県民税4千円と合わせて1人4万円を控除

- ② 市民税、固定資産税及び特別土地保有税において、減免の要件に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認められる場合に、市長が職権で減免することを可能とするための改正
- ③ 固定資産税に関し、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するとされたこと等を踏まえての所要の改正
- ④ 固定資産税に関し、認定長期優良住宅に係る減額の特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例の適用を可能とする改正
- ⑤ そのほか、法改正に伴う所要の改正

承認第2号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(課税課)

国の法改正により、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するとされたこと等を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

承認第3号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(国保年金課)

国民健康保険法・地方税法の改正を踏まえ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の拡充に係る改正を行います。

- ① 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ(22万円→24万円)
- ② 被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の拡充
5割軽減の基準(被保険者数×29万円→被保険者数×29万円5千円)
2割軽減の基準(被保険者数×53万5千円→被保険者数×54万5千円)

報告第1号

令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和5年度議決分の繰越明許費（白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業外24事業）の繰越計算書の報告となります。

報告第2号

令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

歩道橋長寿命化事業及び桑原地区整備推進事業において、年度内の事業完了が困難となったための繰越計算書の報告となります。

報告第3号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和5年度議決分の繰越明許費（取手駅北土地地区画整理事業）の繰越計算書の報告となります。

報告第4号

令和5年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について（文化芸術課）

令和5年度取手市文化事業団の決算報告書及び令和6年度取手市文化事業団事業計画について報告するものです。

報告第5号

2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について（高齢福祉課）

2023年度取手市健康福祉医療事業団の決算報告書及び2024年度取手市健康福祉医療事業団事業計画について報告するものです。（所管施設：緑寿荘）

報告第6号

令和5年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和6年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について（農政課）

令和5年度取手市農業公社の決算報告書及び令和6年度取手市農業公社事業計画について報告するものです。

※ 法人により年度の表記が異なりますが、各法人それぞれでの年度表記を優先して報告させていただきます。